



野迫川村へき地保育所 発表会・卒園式

令和5年度 村長施政方針

本日ここに、新年度に臨む私の所信及び村政の基本方針を申し上げ、村民の皆さんにご理解とご協力を賜りたいと存じます。

国内で初めて新型コロナウイルス感染症が確認されてから3年が経過しましたが、新たな変異株の出現と拡大の流行の波を繰り返し、ようやく第8波がピークアウトし収束しつつあります。

令和5年5月8日からは、新型コロナウイルスの感染症上の位置づけが、季節性インフルエンザなどと同じ「5類」に移行する方針が決定されました。これに伴って、感染症対策について

ても見直しが行われ、本村におきましても、感染症対策により開催しておりませんでした行事やイベントを令和5年度からは実施してまいります。新型コロナウイルス新規感染者数は減少してはいますが、日本国内における死者数は第8波ピーク時には、1か月間で約1万人となっていました。皆様には、家庭や職場にウイルスを持ち込まない取り組みを引き続きお願い致します。

令和4年を振り返りますと、

日本経済は、景気に持ち直しの動きがみられるものの、ウクライナ情勢の長期化などが懸念される中、原材料価格の高騰に加

え、急激な円安など、非常に厳しい状況が続いています。令和5年も物価高騰や資材不足による経常経費の増加が見込まれ、厳しい財政状況が続いている中で、人口減少、少子高齢化が進んでいます。このような状況に対し、福祉、医療、教育、子育てをはじめとする持続可能な社会保障制度の確立や、地域活性化と人口減少抑制を目指す地方創生の取組、更には、全国各地で発生している自然災害に対する防災・減災対策など、多岐にわたる諸問題への対応が求められています。

本村におきましても、人口減少、過疎化、高齢化、限界集落

が深刻な問題となっており、基幹産業である林業の担い手不足など地域活力が減退しています。加えて自主財源が乏しく、厳しい財政状況ではあります

が、国際情勢や国、県などの動きを的確に捉えながら、本村の特性・資源を最大限に生かすつ、村民の皆様と一体となつて、村の活性化はもとより、村民の皆様が安全・安心に暮らすことができる村づくりを進めてまいります。

令和5年度の村政運営に当たりましては、施策の「質的転換」を図るとともに、「選択と集中」を徹底し、真に必要で効率的な施策を再構築しました。また、

役場職員の人件費及び適正な業務配分について再考し、村外のマンパワーの活用など費用対効果を比較検討するとともに、これまでの事業の進め方についても抜本的に見直しました。

令和4年10月から社会福祉協議会を野迫川村役場庁舎内に移転しました。このことにより住民課介護係、保健師、ケアマネージャー、ヘルパーとより密に連携することができました。村民サービスの向上に向けた、よりよい配置転換を今後も行っていきますと考えています。

また、奈良県が養成している、森林環境の維持向上に関する専門的な知識を有し、かつ、それを実践できる人材、いわゆる「奈良県フォレストスター」が、令和5年度から、野迫川村に派遣されます。

そして、新時代に対応した地方公共団体の行政改革推進のため、職員の能力を向上させ、あわせて、組織力の向上を目指してまいります。そのため、職員が、地域で起きている「問題」を「課題」として捉え、村民のニーズを的確に把握し、「説明」「問いかけ」「提案」を行い、「実践する」むらづくりへの転換を図ります。

令和5年度の村政運営の基本目標は2つです。

まず1つ目の基本目標は「地方創生の推進」です。

人口の減少、高齢化という課題に対処するため、本村が自ら考える真の地方創生を目指し、少子化対策、定住・交流人口の獲得など、戦略性・創造性を持って今取り組むべき施策を計画的に集中的に構築しました。移住・

定住の推進に向けた取り組みとして、野迫川村での暮らしの体験や情報収集を支援する、移住定住促進施設「ぶなの森」の運営と空き家対策について、新たに地域おこし協力隊にも参画いただき、さらなる充実を図ります。

2つ目の基本目標は「未来へつなぐ改革」です。

野迫川村が将来にわたり持続可能な財政構造を確立できるように、各種補助金の必要性の精査など施策の抜本的な見直しや既存事業計画の再検討による村債発行抑制等の財政健全化策を講じること、次世代への責任を果たせるよう、村政又は行政改革を推進します。

私は、昨年、村長選挙の時から、「翔」という漢字を掲げて政策を訴え、村長に就任してから

は、その実現に取り組んでいるところ。私は村民をはじめ、多くの方々と協働しながら、村づくりを進めてまいります。そして大空を翔るような野迫川村の未来を、皆さんと一緒に創りたいと思います。皆さんがいきいきと暮らせるような村づくりを進めるにあたりましては、皆さんのご理解とご協力をよろしくお願いします。

令和5年度予算編成の基本方針

続きまして、令和5年度の予算編成にあたっての基本方針について申し上げます。

本村は、村税収入が極めて少なく、自主財源を地方交付税に頼らざるを得ないのが現状であります。

国が示した地方財政計画では、令和5年度の地方交付税は、

地域社会のデジタル化や脱酸素化の取組等の推進、自治体の施設の光熱費高騰への対応により令和4年度を上回る見込みであります。大変厳しい状況であることは変わりません。

厳しい状況が続く中においても、村の存続・地域活性化のために、限られた財源を効果的・効率的に配分しながら予算編成・執行することで、地方創生への歩みを確実に進めることが重要です。

令和5年度においては、これらのことを念頭に置き、可能な限り歳入と歳出のバランスを維持しながら、国や県の補助制度を活用し、必要な施策には重点的に配分する予算編成を行いました。

予算規模ですが、一般会計につきましましては、予算総額

15億2,116万4千円となり、前年度比1.5%の増額となっております。

また、特別会計を含めた予算の総額は18億4,814万6千円と前年度比0.3%の増額となっております。

歳入につきまして、自主財源の大幅な増加が見込めない中、国・県の補助金や交付金を積極的に活用して、村の施策を実施してまいります。

また厳しい財政状況のため、村長、副村長、教育長の報酬を令和5年4月から約5%カットする条例を上程しております。これにより少しでも自主財源の確保に努めております。

それでは、令和5年度の取り組みとしまして、2つの事業について説明します

一つ目は、デマンドバスの運

行です。デマンドバスの運行により、買い物利便性の向上等、村民の皆さまの生活支援に取り組みます。現在、運行に向けて、国、県、関係市町村との調整等、運行に向けた準備を行っているところでございます。

二つ目は、空き家対策の取り組みの拡充です。これまでの、老朽危険空き家の除却、定住を促進する空き家の改修への補助に加えて、村が空き家所有者から空き家を借り受け、改修して貸し出す事業を実施します。

令和5年度予算につきましても引き続き、限られた予算の中ではありませんが、生活に不可欠な社会基盤整備や社会福祉、保健衛生、教育関係の取組に加え、産業や地方創生の取組など、村にとって重要な事業を選択と集中によって、効率的で無駄のな

い予算の適正執行を心掛けてまいります。

おわりに

令和5年度の施政方針及び予算編成の基本方針について申し上げます。これら諸施策の実現は、私ひとりでは成しえるものではありません。緊張感を持って誠実に、意思決定機関である議会や村民の皆様のご意見を伺いながら、職員一丸となつて全力を注いでまいりたいと思っております。

村民の皆様のご理解とご支援を心からお願い申し上げます。

令和5年3月10日

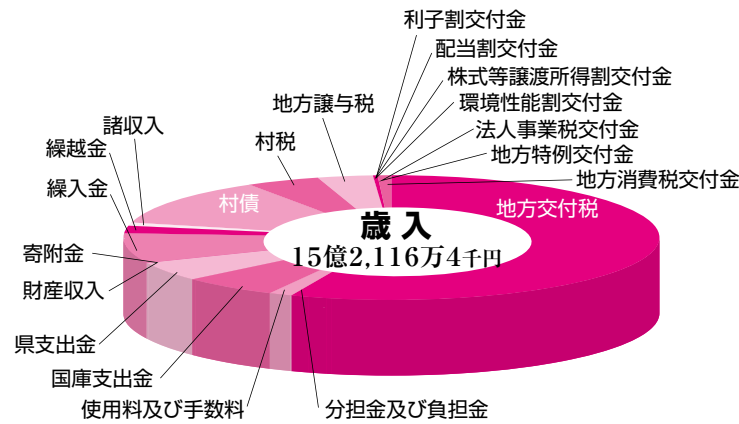
野迫川村長 吉井善嗣

令和5年度 一般会計予算

1. 村税	66,797
2. 地方譲与税	52,167
3. 利子割交付金	37
4. 配当割交付金	638
5. 株式等譲渡所得割交付金	123
6. 環境性能割交付金	1,032
7. 法人事業税交付金	298
8. 地方特例交付金	1
9. 地方消費税交付金	12,213
10. 地方交付税	854,413
11. 分担金及び負担金	2,374
12. 使用料及び手数料	21,774
13. 国庫支出金	89,003
14. 県支出金	72,140
15. 財産収入	860
16. 寄附金	1,410
17. 繰入金	119,281
18. 繰越金	30,000
19. 諸収入	11,603
20. 村債	185,000

[単位：千円]

歳入 15億2,116万4千円



財政用語辞典 歳入

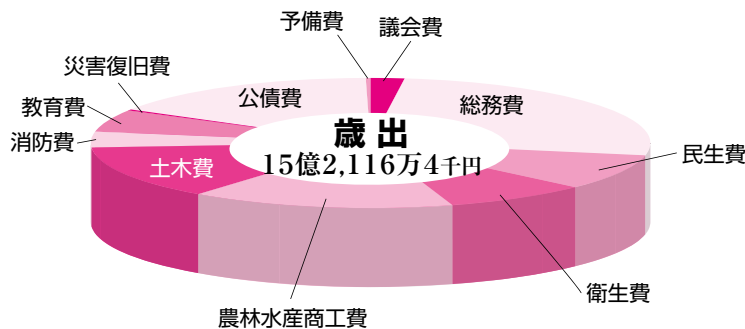
村税→みなさんに納めていただいた村民税や固定資産税など。
地方交付税→所得税など国が徴収する税金の中から、村の状況に応じて交付されるお金。
村債→大きな事業を行うために、国や県、金融機関から借り入れるお金。
国・県支出金→特定の事業の財源として国や県から交付されるお金。

使用料及び手数料→村の施設を使ったり、住民票などの交付にみなさんが支払うお金。
地方消費税交付金→地方消費税の中から交付されるお金。
分担金及び負担金→特定の利益を受ける人から徴収するお金。
繰越金→前年度の決算から繰り越したお金。

1. 議会費	30,989
2. 総務費	398,464
3. 民生費	135,103
4. 衛生費	125,172
5. 農林水産商工費	234,981
6. 土木費	201,128
7. 消防費	60,634
8. 教育費	81,687
9. 災害復旧費	7,000
10. 公債費	245,006
12. 予備費	1,000

[単位：千円]

歳出 15億2,116万4千円



財政用語辞典 歳出

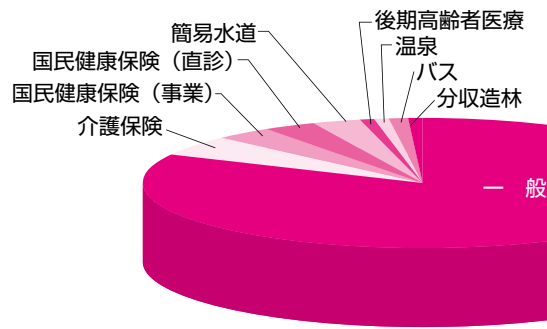
議会費→議会運営のために使うお金。
総務費→村の総括的な管理経費や自治振興などに使うお金。
民生費→福祉サービスなどに使うお金。
衛生費→住民検診・ごみ処理などに使うお金。
農林水産商工費→農業振興や林業振興、観光事業などに使うお金。

土木費→道路を整備するために使うお金。
消防費→防火設備の整備、消防団運営等に使うお金。
教育費→学校の運営や公民館など、教育の振興のために使うお金。
公債費→村債(借り入れ金)を返済するために支払うお金。

令和5年度 歳入歳出予算

1. 一般	1,521,164
2. 介護保険	91,287
3. 国民健康保険(事業)	61,457
4. 国民健康保険(直診)	58,988
5. 簡易水道	52,281
6. 後期高齢者医療	12,277
7. 温泉	17,825
8. バス	20,867
9. 分収造林	12,000

[単位：千円]





議会の動き

令和5年3月

第1回定例議会



令和5年3月第1回定例議会が3月10日に召集され、17日に議案29件、諮問1件が次のとおり議決されました。

- 議案第1号 過疎地域持続的発展市町村計画（変更）について
計画に村道の改良工事や橋梁補修、林道の排水工事を追加する
- 議案第2号 野迫川村議会の個人情報の保護に関する条例について
個人情報保護に関する法律に伴い新しい議会の個人情報保護条例を制定する
- 議案第3号 野迫川村個人情報保護審査会条例について
個人情報保護審査会を設置する条例を制定する
- 議案第4号 野迫川村個人情報保護法施行条例及び野迫川村個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例について
条例の制定に伴い個人情報保護法施行条例等の審査会について改正する
- 議案第5号 野迫川村残土処分場の設置及び管理運営に関する条例の制定について
残土処分場の管理運営に必要な事項を定める
- 議案第6号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例について
特別職（村長、副村長、教育長）の職員の報酬を減額する
- 議案第7号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
地方公務員法の改正に伴い職員の定年を引き上げる条例
- 議案第8号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
定年引き上げに伴い条例の一部を改正する条例
- 議案第9号 職員の高齢者部分休業に関する条例について
高齢期職員の多様な働き方を行うための部分休業に関する条例
- 議案第10号 野迫川村と奈良県との間の森林法に基づく事務の委託に関する規約について
奈良県が村に職員を派遣し、森林業務に携わることができる
- 議案第11号 野迫川村公の施設における指定管理者の承認について
グループホーム「ゆうゆう苑」の指定管理者の指定
- 議案第12号 固定資産評価員の選任について
固定資産評価員に中迫喜昭氏を選任する
- 議案第13号 固定資産評価審査委員の選任について
固定資産評価審査委員に増谷良栄氏を選任する
- 議案第14号 令和5年度野迫川村国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算
事業勘定 歳入歳出予算 61,457千円とする（前年度比△11.4%）
直診勘定 歳入歳出予算 58,988千円とする（前年度比△10.7%）
- 議案第15号 令和5年度野迫川村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算
歳入歳出予算 12,277千円とする（前年度比△0.7%）
- 議案第16号 令和5年度野迫川村介護保険事業特別会計歳入歳出予算
歳入歳出予算 91,287千円とする（前年度比3.1%）
- 議案第17号 令和5年度野迫川村簡易水道事業特別会計歳入歳出予算
歳入歳出予算 52,281千円とする（前年度比△11.4%）
- 議案第18号 令和5年度野迫川村代替バス事業特別会計歳入歳出予算
歳入歳出予算 20,867千円とする（前年度比2.2%）
- 議案第19号 令和5年度野迫川村温泉事業特別会計歳入歳出予算
歳入歳出予算 17,825千円とする（前年度比△35.9%）
- 議案第20号 令和5年度野迫川村分収造林事業特別会計歳入歳出予算
歳入歳出予算 12,000千円とする（前年度比140%）
- 議案第21号 令和5年度野迫川村一般会計歳入歳出予算

- 歳入歳出予算 1,521,164 千円とする（前年度比 1.5%）
- 議案第 2 2 号 令和 4 年度野迫川村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第 3 号）
事業勘定 歳入は国民健康保険税の増により、歳出は事業費納付金の増により、歳入歳出それぞれ 432 千円を増額し、総額 71,157 千円とする
直診勘定 歳入は診療収入の減により、歳出は医業費の減により、歳入歳出それぞれ 2,055 千円を減額し、総額 60,402 千円とする
- 議案第 2 3 号 令和 4 年度後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出補正予算（第 2 号）
歳入は保険料の減により、歳出は納付金の減により、歳入歳出それぞれ 186 千円を減額し、総額 12,550 千円とする
- 議案第 2 4 号 令和 4 年度野迫川村介護保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第 3 号）
歳入は国・県・支払基金交付金の減により、歳出は介護給付費の減により、歳入歳出それぞれ 15,490 千円減額し、総額 85,390 千円とする
- 議案第 2 5 号 令和 4 年度野迫川村簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算（第 3 号）
歳入は国庫補助金の減により、歳出は水道事業費の減により、歳入歳出それぞれ 8,767 千円減額し、総額 56,847 千円とする
- 議案第 2 6 号 令和 4 年度代替バス事業特別会計歳入歳出補正予算（第 3 号）
歳入は繰入金の減額により、歳出は需用費の減により、歳入歳出それぞれ 500 千円減額し、総額 19,966 千円とする
- 議案第 2 7 号 令和 4 年度温泉事業特別会計歳入歳出補正予算（第 2 号）
歳入は村債の減により、歳出は工事費の減により、歳入歳出それぞれ 2,910 千円減額し、総額 24,911 千円とする
- 議案第 2 8 号 令和 4 年度分取造林事業特別会計歳入歳出補正予算（第 1 号）
歳入は水源林整備収入の減により、歳出は造林事業費の減により、歳入歳出それぞれ 2,596 千円減額し、総額 2,404 千円とする
- 議案第 2 9 号 令和 4 年度野迫川村一般会計歳入歳出補正予算（第 1 1 号）
歳入は事業費確定に伴い国庫補助金、村債の減額等により、歳出は事業費確定に伴う減額により、21,677 千円減額し、総額 1,589,710 千円とする
- 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
増谷良栄氏を人権擁護委員候補者として推薦する

令和 5 年 3 月定例議会一般質問 西田議員

○災害時の対応について

令和 5 年 1 月下旬の寒波により、立里地区で停電し連絡がとれない状態が発生しました。水害だけではなく、雪害に対する対応も必要です。今後の対応についてお聞きします。

吉井村長回答

大雪時の積雪、凍結、倒木等による交通遮断、停電等により、孤立等の危険な状況が発生した時の対応について万全を期すことは、必要であると考えております。危険な状況を村が把握できた時の対応はもちろん、危険な状況をどのように把握するかについても検討する必要を感じております。これらのことに対応するために、村民の皆様から役場へ連絡いただけるように広報等で周知を行うとともに、先日総務省近畿総合通信局にも携帯電話各社に電波を 3G から 4G に交換するときにバッテリー付きアンテナを設置するように要望しております。また、関西電力、NTT 等の関係業者との連携強化により、危険な状況を村が早期に把握できるような検討を進め、実践してまいります。

○特産物の保護・継承について

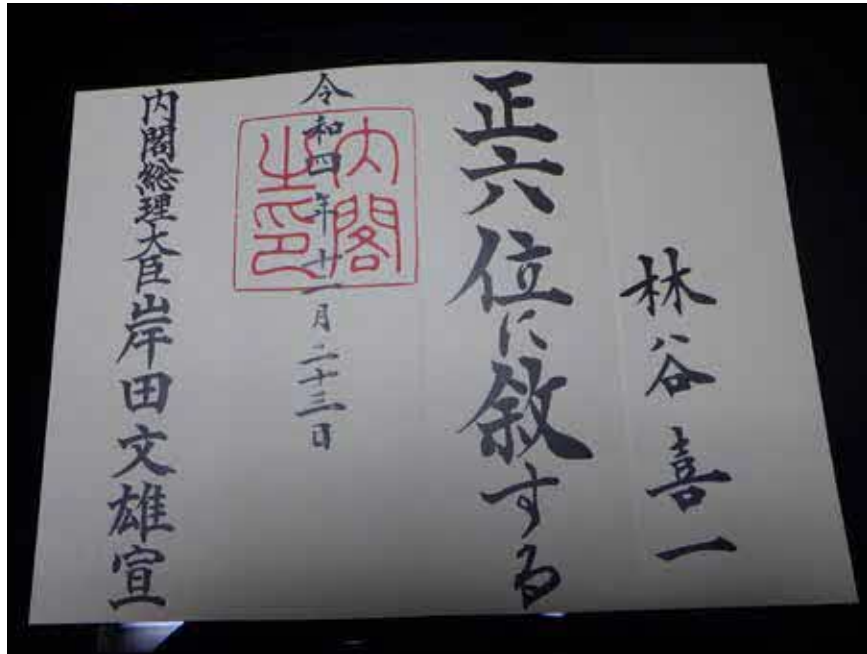
村の特産物、アマゴ、松茸、わさび、椎茸、素麺等がありますが、後継者不足、獣害対策等で生産者の方々は大変苦勞しておられます。村の特産物が消滅してしまわないよう村としての考えをお聞きします。

吉井村長回答

特産物の後継者不足について、アマゴの養殖場については、大股漁業生産組合から人材不足の相談があり、現在村が地域おこし協力隊を募集し人材確保に努めています。椎茸に関しても村の特産品としてブランド化すべく地域おこし協力隊が奮闘しており、乾燥椎茸だけでなく椎茸パウダーなど新たな商品開発に向けて取り組もうとしております。獣害対策については、農地に関しては、有害獣侵入防止柵交付事業があります。今後は土砂崩れなどで荒れてしまった農地を整備するための補助制度の創設なども検討してまいります。ふるさと納税制度の活用も含めながら特産品を PR し、販路拡大、商品開発などを積極的に行っていき、安定供給に繋がるような取り組みを応援し、生産者とともに盛り上げていきたいと思っています。

叙位伝達式

平成20年の春の叙勲で旭日双光章を受賞された故林谷喜一氏（元村議会議員）の長年の功績をたたえて位階が授与されました。令和5年2月20日に、吉井村長から叙位が伝達されました。



第18回市町村対抗子ども駅伝大会

3月4日（土）、快晴に恵まれるなか、榎原運動公園にて「第18回市町村対抗子ども駅伝大会」が開催され、野迫川小中学校5年生の二神裕一さんがタイムトライアルレースに出場しました。

野迫川村の想いを胸に最後まで精いっぱい走りを見せてくれました。

県内の多くの小学生が集まって競い合う場に参加でき、とても良い経験となりました。



診療所だより



みなさん、はじめまして。診療所の藪田悠（やぶたはるか）です。
大西真衣先生の後任として4月から赴任しました。歴代の先生方は大学の先輩にあたります。

野迫川村には以前に西岡先生の時に研修でお世話になったことがあり、また野迫川村に来られたこと、働けることをうれしく思っています。

普段の薬の調整だけでなく、耳掃除や爪切りなど診療所でできることはさせていただきますので、気軽にご相談いただければいいと思います。

野迫川村のこと、皆さんのこと、ぜひたくさんお話を聞かせてください。
それではこれからもどうぞよろしくお願ひします。

藪田 悠

村民のみなさまには4月の「診察予定表」や「4月以降の診療体制について」の配布物で既にお知らせしています通り、複数名の医師が日替わりで診察します。

ただし、火曜日の藪田先生が4月から「診療所長」として奈良県から派遣されております。また、複数名の医師の調整等も藪田先生がしております。

4、5月の「お買い物バス」運行情報！

好評頂いておりますお買い物バスは今年度も運行予定です！

いつもご利用いただき誠にありがとうございます！

また、この4月から2点変更がございます。

1. 野川コース、弓手原コース両コースとも行き先は五條イオンとなります。
2. お買い物時間が2時間30分となります。ごゆっくりお買い物をお楽しみください。

～運行予定日～

・野川コース

4月18日（火）

5月 2日（火）

5月16日（火）

・弓手原コース

4月11日（火）

5月 9日（火）

5月23日（火）

- ・ご利用の前日までにお電話（野迫川村産業課0747-37-2101）にてご予約ください。
（受付時間8：30～17：00）※平日のみの受付。

～注意事項～

- ・運行ルート以外の場所には、寄ることが出来ませんので予めご了承ください。
- ・野迫川村民の方のみご利用いただけます。
- ・ご自身でバスの乗り降り、お買物が出来る方に限ります。
- ・お買物の介助、支援は出来かねますので、予めご了承ください。

国民年金保険料がスマートフォンアプリで納付できるようになりました

国民年金保険料について、令和5年2月20日から現金、口座振替、クレジットカード、Pay-easy等による納付に加え、新たにスマートフォンアプリを利用した電子（キャッシュレス）決済での納付が利用できるようになりました。

【ご利用に必要なもの】

①納付書 ②スマートフォン ③決済アプリ

⇒「領収書（納付受託）済通知書」（納付書）のバーコードを、決済アプリで読み取ることによって、電子（キャッシュレス）決済ができます。



留意点

バーコードが印字されない納付書（30万円を超える金額の納付書及び延滞金納付書）は決済アプリに対応していません。



対象の決済アプリ

- ・ au PAY ・ d払い ・ Pay Pay
- ・ Pay B（※） ※金融機関等が提供するアプリを含む。

詳細はPay Bのサイト (<https://payb.jp/finance/>) をご覧ください。

納付方法

- ①アプリを起動 →
- ②バーコードを読取 →
- ③決済内容を確認 →
- ④パスワードを入力 →
- ⑤決済完了

詳しくは下記にお問い合わせください。

納付書等の内容について…………… 大和高田年金事務所

TEL：0745-22-3531

決済アプリの操作等について…………… ご使用の決済アプリサポートセンター

総合型地域スポーツクラブからのお知らせ

教室名	5月	6月
スポーツ教室 (野迫川小中学校体育館)	17日	21日

初めての方でも大歓迎です。皆様ご近所お誘い合わせの上、お気軽にご参加ください。

上記の予定は変更になることがあります。ご了承ください。

(問合せ) 野迫川村総合型地域スポーツクラブ事務局 (野迫川村教育委員会内)

TEL：0747-37-2101

てんいち先生



軽自動車税

税目・保険料	納期限日
軽自動車税	5月1日(月)

上記、納期限までに役場窓口や、郵便局・銀行等で納付をお願いします。

また、口座振替の引落しもこの日に行いますので、口座預金の準備をお願いします。

お問い合わせ先

野迫川村住民課 TEL:0747-37-2101

〇高齢者の見守りについてご協力のお願い

現在、村では高齢者に対して、介護予防事業、見守り事業等を実施しています。

高齢者の状況というのは日々変わっていきます。村や診療所、社会福祉協議会だけでは把握できないことが多くあります。

ご近所で、最近様子がおかしい、夜中に一人で外をうろついているなど、どんな情報でも結構ですので、何かお気づきの場合は役場や診療所等までお気軽にご連絡ください。

住み慣れた野迫川村で安心して暮らし続けることができるよう、地域の皆様も一緒に見守っていきましょう。

〇介護サービスの利用にはまず申請を

身の回りのことを自分でできなくなったり、手助けが必要になったときは、介護サービスが利用できます。

サービスを利用するためには、どれくらいの介護や支援が必要か認定を受ける必要があります。

役場住民課で介護申請を受け付けておりますので、申請をされる方は一度ご連絡ください。



お問い合わせ先 野迫川村住民課 TEL:0747-37-2101

野迫川村へき地保育所 発表会・卒園式

3月28日(火) 野迫川村へき地保育所において、卒園式が行われました。今年度の卒園児は山田美陽ちゃんです。

卒園式の前に発表会が行われ、園児みんなで【ふくろうのそめものや】の劇や歌、鍵盤ハーモニカの演奏を上手に発表しました。

卒園式では在園児からお祝いの花束を贈られ、緊張しながらも堂々とした姿で感謝の言葉を述べました。4月からはピカピカの一年生。ランドセルに夢と希望をいっぱい詰めて、元気でがんばってください。

